

基本計画部会における次期基本計画に係る審議の整理メモ

審議テーマ	統計改革推進会議最終取りまとめの該当項目
第3-4(1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分と最適配置等 ウ 統計調査員の確保・育成・支援	① 調査に当たって分かりやすい説明ができるよう、統計調査員等の能力向上を図るための具体的方策について検討を行い、来年度から実施する。 ② ICTやコールセンター等により、調査員支援を強化する。 ③ 統計棚卸しを通じて、ICT・行政記録情報の積極的な活用や、プロファイリング活動の導入など企業を対象とした情報収集方法の見直しを進め、統計調査員でなければならない調査業務にそのリソースを集中させる。 ④ 学生の任用等の取組の検証と優れた取組の横展開を行う。 ⑤ 統計調査員の実務の状況の研究・分析を行い、その結果も踏まえて、オンライン講座など研修機会を増加・充実させるとともに、優れた統計調査員のノウハウ共有等を推進する。 ⑥ 報告者の理解の得られる分かりやすい説明や報告のあった情報の保護の徹底等に関する研修を充実する等により、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。 ⑦ 地方公共団体とも連携し、統計調査員の役割や重要性等に関する周知を引き続き推進するとともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善等に関する取組を継続的に実施する。
これまでの統計委員会の意見	<家計調査の変更に係る部会審議を踏まえたメモ> ○ 経常的な調査員調査を中心に、調査への協力に至らなかった基礎情報（報告者とのやり取り、訪問回数、面接できなかった世帯数等）を体系的に蓄積する方策を検討するとともに、それら情報を積極的に活用することが望まれる。 それらの情報は、統計調査員の資質向上やノウハウの継承の意味からも有益である。
各種研究会等での指摘	-
担当府省の取組状況の概要	⑦ 各府省は、統計調査の実施に当たり、調査員募集に係るキャンペーンサイト、ポスター及びリーフレットを作成するとともに、調査員への講習会や「調査員だより」の発行、調査員の役割や身分などについてのホームページへの掲載など統計調査員の役割や重要性等に関する周知に取り組んでいる。

次期基本計画における取扱い及び基本的な考え方(案)

- 関係府省は、限られた統計調査員のリソースを有効に活用する観点から、事業所・企業を対象とする統計調査について、調査ごとの特性や事業所母集団データベースの整備状況、結果精度の確保に留意しつつ、統計棚卸し等を踏まえ、可能な限り郵送・オンラインによる調査への段階的な移行を検討する。なお、その検討に際しては、センサス型の統計調査、経済運営等に不可欠な月次の統計調査等については調査結果の精度が低下した場合、国の統計全体の精度や国政の運営に大きな支障が生じるおそれがあるため、慎重かつ十分に検討を行うことを本文に記載することとしてはどうか。
 - 関係府省は、地方公共団体と連携し、引き続き統計調査員の役割や重要性等に関する周知の充実を図るとともに、統計調査員の確保・育成・処遇改善等に取り組むことを、本文に記載することとしてはどうか。(①、⑥、⑦)
 - 関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を行う必要があるのではないか。(④)
 - 関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務の状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する必要があるのではないか。(⑤、⑥)
 - 報告者の負担軽減・利便性の向上を図るため、従前からオンライン調査を推進してきたが、報告者の負担軽減に資するオンライン回答を更に促進するため、関係府省や地方公共団体と連携して、オンライン調査に関する統計調査員向けの研修を充実していく必要があるのではないか。(①)
 - 統計調査員に対する支援を強化するため、関係府省と連携して、ICTやコールセンター等の活用を今後も拡大していく必要があるのではないか。(②)
- <基本的な考え方>
- 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る。(総務省、関係府省)
 - 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の実務の状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。(総務省、関係府省)

	<ul style="list-style-type: none">○ オンライン調査におけるオンライン回答を更に推進することは、報告者の負担軽減に資するため、関係府省や地方公共団体と連携して、平成30年度からオンライン調査に関する統計調査員向けの研修の充実を図る。(総務省、関係府省)○ ICTやコールセンター等を活用したこれまでの取組について、関係府省の協力を得て情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。(総務省、関係府省)
備考(留意点等)	—